

入会のご案内

I. 当協会の目的

当協会は知的財産に関する諸制度の適正な活用及び改善を図り、もって会員の経営に資するとともに、健全なる技術の進歩と我が国の産業の発展に寄与することを目的としています。（定款第3条）

II. 正会員と賛助会員

会員は、正会員及び賛助会員の2種があり、資格要件等は下記の通りです。

1. 正会員（定款第5条第2項）

次の資格要件①～⑥をすべて満たすものとします。

- ① 日本法人
- ② 民間の立場において事業を営む者
- ③ 主に営利事業を営む者
- ④ 事業のための知的財産を創出し、その保護と活用を図っている者
- ⑤ 知的財産につき担当者を置いている者
- ⑥ 協会の目的に賛同し、他の正会員と協調する者

注1) 前記②に該当しないもの

国又は地方公共団体の許可若しくは認可に基づき設立された公益法人、学校法人、独立行政法人、特殊法人等

注2) 前記②又は④に該当しないもの

知的財産の取得、活用等のために他人の代理を主たる業とするもの

注3) 前記④に該当しないもの

- 1) 知的財産に関する情報、管理ツールの提供等、知的財産に関連したサービス提供を専らの業としているもの
- 2) 技術の進歩に係わりを持たない純粹芸術である文芸、音楽、舞踊、美術、映画等を創出するもの

注4) なお、前記④の知的財産に含まれる著作権とは、コンピュータプログラム、データベース等、技術の進歩に係わる著作物に関する権利をいう。

2. 賛助会員（定款第5条第2項）

正会員の資格は有しないが、本会の目的に賛同する法人、団体、機関等。

例示すれば以下の通りです。

- ① 官公庁・国や地方の機関や外郭団体
- ② 公益法人、学校法人、独立行政法人、特殊法人
- ③ 知的財産関連の機関・団体
- ④ 法律事務所、特許事務所、特許調査会社、TLO
- ⑤ 日本法人以外の法人・機関・団体等

3. 正会員の分社化・持株会社の特例

- ① 正会員が親会社及び子会社に分社したことに伴い、いずれかの会社が前記の正会員の資格要件の一部を欠くこととなる場合においても、当該親会社及び子会社を併せたグループの中で、正会員の資格要件をすべて満たすものがあるとき、又はグループ全体で正会員の資格要件のすべてを満たすときは、当該親会社及び子会社は、**一の正会員又はそれぞれ単独の正会員**になることができる。この場合、子会社とは、親会社による議決権の保有率が50%超

である会社をいう。

- ② 持株会社の下に複数の子会社が設立された場合、当該持株会社及び子会社を併せたグループの中で、前記の正会員の資格要件をすべて満たすものがあるとき、又はグループ全体で正会員の資格要件のすべてを満たすときは、当該親会社及び子会社は、**一の正会員又はそれぞれ単独の正会員**になることができる。この場合、子会社とは、持株会社による議決権の保有率が50%超である会社をいう。

4. 会員の権利（定款第9条）

- ① 正会員は、社員総会において議決権を有し、機関誌その他資料等の配布（ただし、一部の資料については、配布されないことがある）並びに諸通知を受け、本会の活動(研修会、専門委員会等)に参加することができます。
- ② 賛助会員は、機関誌その他資料等の配布（ただし、一部の資料については、配布されないことがある）並びに諸通知を受け、本会が企画する研修会に参加することができます。

5. 会員代表（定款第8条）

- ① 会員は、その所属員の中から、本会に対する代表者1名を定めていただき、本会からの会員に対する諸通知並びに機関誌その他の資料等の送付を会員代表に対して行います。

※「会員名簿（協会ホームページ：会員サービス欄）」には、会員代表を掲載していただきます（必須）。

注) 会員に本会活動の情報又は本会会員の立場を利用した営利行為があった場合は、社員総会の決議によって除名をすることがあります。
(定款第13条(4))

Ⅲ. 入会の手続き

入会の手続きは、正会員の推薦（定款第6条）によって入会申込書を提出していただき、理事会の審議により承認の議決を経た後、「入会金」と「年会費」の納入をお願いします。

(当該理事会の終了後、直ちに事務局よりご連絡申し上げます。)

Ⅳ. 入会金及び会費

入会金及び会費は次のとおりです。

- ・入会金 100,000円
- ・年会費 250,000円

注1) 「入会金」は、入会時に納入いただきます。なお、「入会金」及び「年会費」につきましては、退会時の返還は、ありません。

注2) 「年会費」は、上期 125,000円、下期 125,000円と2回に分けて納入していただきます。(4月1日と10月1日にご請求いたします)

注3) 入会は、年度の上期(4月1日～9月末日)又は下期(10月1日～3月末日)の途中での申込みであっても、上期入会又は下期入会として、取り扱いますのでご了承下さい。

V. 正会員について

正会員の役割、活動等について説明いたします。

1. 正会員は関東又は関西の地域に区別して、その何れかに所属していただきます。これを地域別部会（関東部会、関西部会）といいます。

地域別部会の関東部会は東京（中央区八重洲：ベルサール八重洲）において、関西部会は大阪（中央区大手前：OMMビル）において、月1回の会合を持ちます。この部会では、前月の部会以後の、協会の運営に関する事項等についての報告が行われるほか、専門委員会の研究報告や外部講師による特別講演などが行われます。

2. さらに、正会員は、業種により区分された部会（業種別部会という）に所属していただきます。業種別部会は、原則、関東と関西に分けられており、次の9部会が設けられています。

- ・ 関東金属機械部会、関東電気機器部会、関東化学第一部会
- ・ 関東化学第二部会・関東商社部会
- ・ 関西金属機械部会、関西電気機器部会、関西化学部会
- ・ 建設部会

関東商社部会、建設部会以外の7部会においては、それぞれ分科会があります。これらの編成については業種別部会編成（関東、関西）をご参照願います。業種別部会は、年4～5回の行事を開催いたします。

なお、**業種別部会の運営は、業種担当理事及びその部会に所属する会員会社で持ち回りの幹事（任期1年、重任可）により運営されております。**

業種別部会の行事は、専門委員会の研究発表、外部講師による講演、工場見学などが行われるほか、討論、意見交換、懇親の場として運営されます。

3. 機関誌「知財管理」は、会員会社1社当たり2部、無償で配布されます。この無償分の部数を超えて、ご希望の場合は、年間予約により実費分譲いたします。ご希望の場合は事務局にご連絡下さい（**本項目は賛助会員も同じ**）。
4. 研修の講座は、定例コース、臨時コース、特別コース、海外コースがあり、それぞれ有償にて参加できます。定例コースは、毎年度3月に募集し、6月より開始されます。また、臨時コース、特別コース、海外コースは年度毎に企画が異なりますので、その都度ご案内いたします（**本項目は賛助会員も同じ**）。
5. 人材育成委員会・会誌広報委員会は、本会の研修、広報（機関紙の発行を含む）事業の企画機能等を行っております。同委員会の委員として積極的な活動をされたい正会員の方は、別途、お問い合わせ下さい（**例年1月から募集いたします**）。
6. 専門委員会は、現在、特許、国際、医薬・バイオテクノロジー、ソフトウェア、著作権、マネジメント、情報システム、情報検索、ライセンス、意匠、商標、フェアトレードの各委員会を設置しております。

これら専門委員会等の研究成果は、部会において発表されるばかりでなく、会誌「知財管理」に掲載、または「別冊資料」として発行され、会員の参考に供されています。なお、「別冊資料」は、原則として、1部は無償にて会員に配布されますが、アンケートの集計結果による資料では、回答した会社のみ配布されることがあります。また、「別冊資料」は、会員外秘となっています。

専門委員会の運用は、「専門委員会運用要綱」によって行われております。専門委員会の委員として積極的に活動されたい正会員の方は、別途、お問い合わせ下さい（**例年2月に募集いたします**）。

7. 協会が運営するホームページ(<http://www.jipa.or.jp>)には、会員専用ページがあり、最新の情報を掲載しています。入会時にID、パスワードをご連絡

いたしますので、ご活用下さい。なお、毎年4月にID、パスワードの変更を行いますので、お含みおきください（本項目は賛助会員も同じ）。

VI. 入会申込書の記入について

1. 会員代表は、当協会に対する貴社の代表者ですので、知的財産部門の実務上の責任者(例：知的財産部長等)をご選任下さい。
2. 加入希望業種の記入に当たっては、前記V-2及び業種別部会編成（関東、関西）をご参照の上ご記入下さい。この場合、分科会*までご指定下さい。又、業種別部会は、ご希望により、メインの業種別部会のほかに別に複数の部会（他業種部会という）に加入することができますが、この場合は、一部会を増すごとに年間3万円の会費を追加納入して頂きます。
*分科会の指定に当たっては、ホームページ「入会案内」のページ「業種別部会編成（関東&関西）」をご参照下さい。
3. 推薦者は、当協会の正会員の会員代表にお願いして下さい。
この欄は推薦者 自らの記載押印をお願いいたします。
万一推薦者にお心当たりがない場合には、事務局にご相談ください。
4. 入会申込書の記載等についての疑問、不明の点などあります場合は事務局にお問い合わせ下さい。

VII. 入会申込書への添付書類について

入会申込書に下記の書類を添付してご提出下さい。

1. 正会員・賛助会員共通

「会社案内」等、貴社、貴団体の事業内容が判る資料。

2. 正会員へお申し込みの場合

正会員の場合は、上記資料に加え、下記の資料を添付して下さい。

- ① 知的財産担当部門の組織と社内での位置付け及び部門の人数。
- ② 特許、実用新案、意匠、商標の国内外の保有件数、及び出願継続中の件数。

VIII. 入会申込書のご提出

入会申込書一式は、当協会事務局（本部）又は関西事務所にご提出下さい。
正会員に入会希望の場合は、会員代表になられる方と理事会の開催前に当協会事務局（本部）又は関西事務所において、面談させていただきます。

一般社団法人日本知的財産協会 事務局（本部）

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-9-1 日本橋三丁目スクエア6階

電話（03）6262-1570 FAX（03）6262-5655

一般社団法人日本知的財産協会 関西事務所

〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ6階

電話（06）6341-3900 FAX（06）6341-1118

2005.10.01（改訂） 2006.03.22（改訂） 2007.04.01（改訂）
2007.09.20（改訂） 2008.05.30（改訂） 2008.07.11（改訂）
2009.08.20（補） 2010.4.1（補） 2011.4.1（補） 2012.5.31（補）
2014.4.1（改訂） 2019.6.3（改訂） 2022.05.06（改訂）

以上